

輸入関係書類の申請書の申請者について

輸入注意事項 42 第 3 号・輸入取引注意事項 42 第 2 号(42.2.7)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

輸入貿易管理令(昭和 42 年政令第 414 号)に基づく承認等の申請書の申請者については下記の要領により取扱うこととします。

記

- 1 申請者は個人の場合は本人、法人(人格なき社団を含む。)の場合は代表権者(代表権者から代表権を委任されたものを含む。)に限ることとします。
- 2 法人(人格なき社団を含む。)の場合であって、上記1により代表権を委任されたものが申請する場合は、当該申請者が代表権者から代表権を委任されている旨を証する書類の提出を求めることがあります。